

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案に対する
意見及びその考え方

（ 意見募集期間：令和5年 11 月 18 日（土）～同年 12 月 18 日（月）
案件番号：145210198 ）

意見提出者一覧
意見提出 1件（法人：1件）

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ケーブルの経済的耐用年数が改定されることについて賛同。 ● 今後長期増分費用モデル研究会報告書において、経済的耐用年数等の入力値を改定することが妥当との考えが示された場合は、速やかに反映するか、又は適切な事業者に入力値提案をするように要請文書を出す等の対応をすべき。 	<p>考え方 1</p>	
<p>(改正後の別表第4の3第1表及び第2表)</p> <p>○ 光ケーブルの経済的耐用年数が改定されることについて賛同いたします。</p> <p>なお、光ケーブルの経済的耐用年数については「長期増分費用モデル研究会中間報告書」(令和2年5月)において、将来原価方式に基づく接続料算定で採用されている方法に基づくものについて、「これをモデルに適用する場合にも一定の妥当性は認められる。また、直近の光ケーブルの経済的耐用年数の見直しにおいて採用された考え方であり、整合性の観点からも妥当と言える。」と報告されたものの、LRICモデルに適用されずに、今般に至っています。</p> <p>そのため、ユニバーサルサービスコスト、及び接続料は、改定された経済的耐用年数が速やかに適用されていれば、本来もっと安価になっていたと考えられます。</p> <p>今後長期増分費用モデル研究会報告書において、経済的耐用年数等の入力値を改定することが妥当との考えが示された場合は、長期増分費用モデル研究会事務局にて速やかに反映するか、又は適切な事業者(今回であれば、将来原価方式に基づく接続料算定において経済的耐用年数の見直しを実施した東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)に入力値提案をするように要請文書を出す等の対応をすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 後段については、今後の長期増分費用方式に基づく接続料算定に用いる数値の改定において参考といたします。</p>	<p>無</p>